

令和元年度島根県国民健康保険特別会計の決算概要について

1 令和元年度県国保特会の決算概要

- 歳入は約666億円、歳出は約651億円となり、繰越金が約15億円となった。
- 繰越金のなかには定率国庫補助金の返還金が約9億円程度含まれているが、実績報告にあわせて金額を精査中。

(単位：百万円)

歳入	歳出	差引
66,617	65,141	1,476

【歳入・歳出クロス表】

(単位：百万円)

歳入	合計	市町村 納付金	国庫負担金 国庫補助金	療養給付費等 交付金	前期高齢者 交付金	共同事業 交付金	一般会計 繰入金 (県繰入金)	基金繰入金 (基金取崩)	繰越金	その他
合計	66,617	18,925	17,763	0	24,884	46	3,708	33	1,098	160
保険給付費等交付金(普通交付金)	52,113	13,416	11,335		24,884	46	2,033	33	216	150
保険給付費等交付金(特別交付金)	2,033	0	1,205				825			3
後期高齢者支援金	7,553	3,715	3,271				567			
前期高齢者納付金	30	30								
介護納付金	2,392	1,154	1,021				217			
特別高額医療費共同事業拠出金	59	28	31							
財政安定化基金事業費	0									
国庫支出金返還金	882								882	
その他	79		6				66			7
歳出計	65,141	18,343	16,869	0	24,884	46	3,708	33	1,098	160
繰越金	1,476	582	894	0	0	0	0	0	0	0

【療養の給付費等の推移】

	H28	H29	H30	R1	H29/H28	H30/H29	R1/H30
療養の給付費等(百万円)	60,658	60,564	60,463	60,843	99.8%	99.8%	100.6%
被保数(人)	136,367	133,117	129,912	126,631	97.6%	97.6%	97.5%
1人あたり(円)	444,813	454,967	465,411	480,472	102.3%	102.3%	103.2%

※療養の給付費等：事業年報(C表)から抜粋

※被保数：各年度の3月末現在(月報A表)

	納付金 算定時	実績	差引	率
療養の給付費等(百万円)	61,380	60,843	-537	99.1%
被保数(人)	129,692	126,631	-3,061	97.6%
1人当たり(円)	473,274	480,472	7,198	101.5%

(参考) 納付金額算定時との比較

①歳出

納付金算定時の見込みと比較して、保険給付費 91 百万円のほか、後期高齢者支援金等 76 百万円が主な誤差となっている。

単位：百万円

	納付金算定時	決算値	増減
保険給付費	52,204	52,113	△91 (△0.17%)
後期高齢者支援金等	7,630	7,553	△76 (△1.00%)
介護納付金	2,381	2,392	+10 (+0.43%)
納付金算定上の歳出計 (A)	62,297	62,148	△150 (△0.24%)

②歳入

前期高齢者交付金 83 百万円が主な誤差となっている。

単位：百万円

	納付金算定時	決算値	増減
国庫支出金	15,718	15,704	△14 (△0.09%)
前期高齢者交付金	24,802	24,884	+83 (+0.33%)
繰入金	2,853	2,850	△2 (△0.08%)
納付金算定上の歳入計 (B)	43,373	43,439	+66 (+0.15%)

③収支

単年度の収支は 216 百万円で過年度調整 365 百万円と合わせて 581 百万円を令和 2 年度に繰り越す。

単位：百万円

	納付金算定時	決算値	増減
差し引き (B - A)	△18,925	△18,709	+216 (+1.14%)
過年度調整 ※	0	365	+365 (皆増)
計	-	-	+581

※ 納付金算定時に見込んでいない前年度からの剰余金、市町村からの保険給付費等交付金返還金等。

島根県国保特別会計の決算剰余金の取扱いについて(案)

1 基本方針について

- (1) 翌年度(R3年度)の納付金算定時に考慮するのは、確定した前年度(R元年度)決算剰余金を対象とする。
- (2) 当年度(R2年度)の不測の支出(納付金算定時に見込まなかった支出)に対応するため、「予備費」として県の特別会計に留保することとし、前年度(R元年度)決算剰余金をもって充てる。

【予備費の積算内訳】

平成30年度退職被保険者等に係る納付金の精算	4百万円
令和2年度介護納付金	45百万円
令和2年度特別高額医療費共同事業拠出金の増	21百万円
医療費の変動等に備えるための留保財源	315百万円
	<hr/>
	385百万円

【医療費の変動等に備えるための留保財源の積算根拠】

- ・ 保険給付費等交付金(普通交付金)の当初予算額525億円に対して、給付費が1%増となった場合に必要となる金額を計上する。

$$525 \text{ 億円} \times 1\% \times 0.6 (\text{※}) = 315 \text{ 百万円}$$

※ 国庫支出金等を除く負担割合とする。

- (3) 前期高齢者交付金の大きな年度間変動に対応するため、基金積み立てを目指す。ただし、①当年度(R2年度)の保険給付費等交付金(普通交付金)の財源が不足する場合、②翌年度(R3年度)の納付金が大幅に増加することが見込まれる場合は、基金積み立てを行わず、これらの財源に充てることも考えられる。

【年度間変動に対応するための基金積立金(目安)】

- ・ 一人当たり前期高齢者交付金額の推移をみると、過去に最大で約5千円の交付減が生じており、納付金を引き上げる要因となっている。
- ・ 令和3年度以降に同等の減少が見込まれた場合、年度間で納付金を平準化させるためには総額で4億円の財源確保が必要となる。

(積算根拠)

$$5 \text{ 千円} \times 127 \text{ 千人} \times 0.6 (\text{※}) = 381 \text{ 百万円}$$

※ 国庫支出金等を除く負担割合とする。

【参考】財政安定化基金の種類と目的等について

	財政安定化基金	
	本体基金 (国保法第81条の2)	特例基金 (国保法附則第25条)
目的	・ 収納不足市町村（基金事業対象保険料額収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する市町村）に対する資金の貸付け又は交付に充てるほか、都道府県全体で給付増が生じた場合には取崩を行う。	・ 平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間、市町村に対する改正法の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てることことができる。
使途	・ 市町村において収納不足が生じた場合（貸付・交付事業） ・ 都道府県全体で給付増が生じた場合（基金の取崩）	一定割合を超えて保険料が増加する市町村に対し、納付金を軽減（激変緩和措置）
規模	9.4億円 (9.4億円)	1.4億円 (1.0億円)
備考	・ 貸付・交付を受けた場合、貸付等を受けた翌々年度から3年間で償還 ・ 基金を取り崩した場合、翌々年度以降、県内各市町村の納付金に上乗せして徴収	・ 取り崩すことできる期間が限定 ・ 平成31年度納付金算定時に33百万円を活用

(注) 規模欄の（ ）の金額は、令和元年度末現在の保有額。